

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和３年１２月１４日
招 集 年 月 日	令和３年１２月２２日
招 集 場 所	知立市中央公民館３階 第２・３会議室
参 集 時 間	午後２時００分、農業委員１４名、推進委員４名、市民部長及び事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩、２ 高村昭広、３ 林勝則、４ 毛受浩、５ 高木芳夫 ６ 永田 治男、７ 杉浦直美 ８ 石原國彦、９ 鈴木和幸 １０ 藤井公人 １１ 池田とみゑ、１２ 竹本有基 １３ 岡田均 １４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸 １６ 中野明夫 １７ 岡田教孝 １８ 石川勝幸 計１８名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	なし
途 中 入 室	１５．平澤信幸 （午後２時１８分）
開 会 時 間	午後２時０６分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０７分 議事録署名委員の指名 ２ 高村昭広 ３ 林勝則 を指名します。（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 １ 号 １ 番	農地法第３条の規定による許可申請について 【議案第１号１番について議案書をもとに説明】 会 長：補足の説明等ございましたらお願いします。 委員３：申請者は、都市計画道路花園里線の買収に係る代替地を希望されたため、今回の売買が行われるという状況です。譲受人が健康であれば問題ないと思います。 会 長：他にご意見、ご質問等はありませんか。 委員２：申請地は、私が利用権設定をしており、今回の申請により、連続している３筆のうち１筆が他の所有者に移転することになりました。これまで３筆を１枚の田として耕作を行ってきたのですが、土地の所有者から畦畔を設置してほしいと依頼がありましたが、我々が所有する機械で畦畔を設置に対しては、ご納得いただえずに業者に依頼することになりました。今回は安城市も関わっていたため、工事費用は、所有者と折半という形折り合いがつけましたが、今後も、畦畔除去済みの土地について、畦畔の再設置することがでてくると思われます。その際の畦畔の再設置については所有者が負担することを条件としてほしいです。特に市街化

	区域編入が想定されている上重原町蔵福寺では、このような案件が増えるのではないかとされます。 会 長：畦畔の再設置の問題について今後の考え等は何かありますか。 事務局：現時点では特にありません。しかし、現状はこのような案件が出てきた際に畦畔除去済みかどうかまでは確認しておりませんので、今回のように利用権設定をしている方へ所有者から連絡が入り話が進んでいくというのがよい流れであると思います。 委員 2：今回は安城市役所の方から話がきて、譲受人からは話がありませんでした。今回は隣接する土地の所有者同志が揉めたりしてもいけないので、安城市が間に入り、こちらで畦畔の設置工事を依頼していただければ、費用については折半すると話をつけてくれましたが、我々が話をすると、畦畔除去を実施したのは所有者の意思ではないのに、原状回復するのになぜ貸し手の方が費用を負担しなければならないのかという話になる可能性があります。 事務局：わかりました。今後、案件が出た際には、畦畔があるか申請者に確認し、ない場合は、原状復帰についての問題提起をしたりなど、話し合うよう声掛けをできる限りやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 委員 3：先程の花園里線の買収に絡んで、安城市が大変苦戦をし、ようやくここまでたどり着いたという経緯があるので、この畦畔の話も安城がいろいろ心配して配慮しているところもあると思います。 会 長：知立としても安城の情報をよく把握しておいてください。 事務局：安城市からは話を伺っており、委員 2 からも情報をいただいていたため、安城市の職員とも連絡をとり、営農者さんの計画もあるので、十分配慮いただけるよう話し合っていたるように伝えましたので調整していただけていると思います。 会 長：議案第 1 号について他にご意見、ご質問等はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは許可することといたします。 (午後 2 時 17 分)
議案第 2 号 1 番 2 番	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第 2 号 1 番 2 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員さん何か補足説明はありますか。 委員 18：この地域は地権者がたくさんおり、田んぼも細かく、昔からパイプラインはなく水路のみです。営農も機械が入りづらいこともあり、今では休耕状態にあります。地権者の方も営農さんに頼むこともできないので、計画に対しては賛同されております。そして私は、配水総代の役員を務めていますが、先程事務局から説明のあったとおり、合併浄化槽で処理した汚水は、南側水路に流すということで、明

治用水からも了解を得ておりますので、問題ございません。

会 長：この案件については事務局からの説明、地元の農業委員さんの補足の説明含めて特に問題ないとお話ですが、他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 13：2 案件とも、同じ代表者ですが、譲受人の社名がそれぞれ別である理由は何かあるのでしょうか。

事務局：事業内容が就労支援事業が A 型と就労支援事業 A 型に分かれております。

1 番案件の事業者が就労支援事業 A 型を、2 番案件の事業者が就労支援事業 B 型が行います。なぜ就労支援事業を事業者ごとで分けるのかまでは追及しておりませんが、それぞれ、別会社として申請がありましたので、別案件として分けております。

委員 18：補足します。介護保険法の中で、支援事業所の A 型事業は、利用者との間に雇用関係が成立し、事業者には社会保険などの人件費が生じます。支援事業所の B に型事業は、雇用関係がなく利用者に合った無理のない就業時間を自由に決めることが可能であり、アルバイトのような感じです。このように事業形態が法律で決まっています。登録の情報が違うので、同じ系列の会社であっても別の事業所として登録しなければならないことになっています。

会 長：他に何かご質問、ご意見はありますか。

委員 3：水路の付け替えとありますが、水路の構造についてはどのように作られるのでしょうか。

委員 18：用水の方に流すのは合併浄化槽からになります。

委員 3：用水に流れてしまうのですか。

委員 18：そうです。明治用水本流のほうです。図面でいうと下の方です。

委員 3：浄化槽から用水路に流すという事はないと思うのですが、東から西へ用水路を付け替えておりますが、その用水路の構造体はどんなものになるのですか。

委員 18：側溝タイプの U 字溝です。申請地よりも北側にまだ田が残っているため、そちらに水を流すために申請地西側に水路を付け替えた計画となっています。

委員 3：これまでのオープン水路と同じように付け替えをするという事で、土木課も了解しているのですね。

事務局：はい。

会 長：他にご意見、ご質問等はありませんか。

委員 2：北側駐車場部分において、地下に貯留槽を設置し、水を貯める計画になっていますが、2つの事業に対して、貯留槽が 1 か所であることについては、問題ないのでしょうか。

事務局：開発許可については、建築課でよく協議をしており、問題なく進んでいると聞いておりますので、最終的に 2つの事業に対して、貯留槽が 1 か所でも問題ないと判断されていると想定されます。

委員 2：一方の事業者の土地の敷地内で水を処理するという事になるのですね。

事務局：そうですね。

議案第2号 3番	委員2：この図面をみると左右で事業者が異なるので、それぞれの駐車場に貯留槽を設置するのが通常かと思いますが、問題ありませんか。 事務局：この図面の計画で滞りなく進んでいると聞いております。 委員18：工業団地でも各所に雨水の集水をするのではなく1か所に貯めて流すという方法を採用しているところもありますので、問題はないと思われます。 あとは、面積によって貯水量は決まっているため、その規定量で流れるように法律に準じて設計していると聞いております。 委員2：敷地面積も広いですし、道路からの勾配等考えるとうまく集水できるのかなと思います。 委員3：雨水調整池というのは今まで田であった畦畔分の高さ×面積ですので、約5000㎡という、約1000t貯めることができる地下水槽を設けなくてはなりません。水だけではなく土砂も入ってくると考えられますので、市の管理ではなく事業者による管理がどこまでしっかりできるかそのあたりが心配ではあります。 会長：他にご意見、ご質問等はありませんか。 委員：（意見なし） 会長：特になければ、意見なしといたします。 （午後2時48分） 【議案第2号3番について議案書をもとに説明】 会長：地元の委員さん何か補足の説明はございますか。 委員2：以前からこの土地の転用については、話を聞いていました。計画については、用水側がブロックを設置する措置がされていれば、問題ないかとは思いますが、隣地の畑の方々から見ると、ブロックの勾配がかなりあるように感じるかもしれません。 会長：このあたり何か事務局の方で、情報はありますか。 事務局：土地利用計画図によりますと、勾配自体は西側に向かって1mほどありますが、整地することで、最大50cmに調整されます。それでも水路自体は低く、現在の方がより低いです。水路側もコンクリートブロックを積みますので、そちらの方に流れていく事はありません。出入りについては才兼池のある側の道路は使用せずに反対側の道路を使用するとのことです。 委員2：あと東側の細い通路は市道ですか。 事務局：こちらは市の所有地になりますが、市道認定されているかまでは確認しておりません。 委員3：才兼池のある側の道路からの侵入はなく、西側水路への排水はない計画ということでしょうか。 事務局：雨水については、砂利敷きで自然浸透をする計画となっています。 委員13：事業者の会社はどの辺りにありますか。 事務局：議案書12ページの議案書で説明すると、申請地の北東、道路向かいに位置しま
---------------------	---

	す。こちらとは、別に豊田市で事業所等を設けています。 会 長：他にご意見、ご質問等はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：特になければ、意見なしといたします。 (午後 2 時 5 6 分)
議 案 第 3 号 1 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の農業委員さん、何か補足説明はありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは、承認といたします。 (午後 2 時 5 8 分)
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号	会 長：報告案件につきましてご質問等ございますか。 委 員：(意見なし) (午後 2 時 2 9 分)
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について (午後 3 時 0 3 分)
閉 会 時 間	午後 3 時 0 3 分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。